

## 東京都足立区立綾瀬小学校 PTA 会則

### 第一章 総則

第一条 本会は東京都足立区立綾瀬小学校 PTA と称する。

第二条 本会の事務所を綾瀬小学校内に置く。

第三条 本会は会員相互が学習しあい、協力して子どもが幸福なよりよい教育を受けられるようにつとめることを以て目的とする。

第四条 本会は、本校児童の保護者、教職員を以て組織する。

### 第二章 事業

第五条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.会員相互の教養向上のための事業
- 2.児童並びに会員の福祉についての事業
- 3.その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 機関

第六条 本会は、第五条の事業を行うために次の会を置く。

総会、理事会、運営委員会、特別役員会

### 第四章 会員及び役員

第七条 本会の会員は次の二種とする。

- 1.会員（本校の児童保護者並びに教職員）
- 2.名誉会員（理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する）

第八条 本会の役員は次の通りに定める。

会長一名、副会長若干名、会計若干名（学校より一名）

会計監査若干名、書記若干名（学校より二名以内）、係員複数名

役員の任期は、一年とし再選を妨げない。補欠により選出されたる者の任期は前任者の残任期間とする。

第九条 役員の任務は次の通りとする。

- 1.会長は、本会を代表し、会務を統理し、総会・運営委員会・理事会を召集する。
- 2.副会長は、会長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
- 3.会計は、会の経理事務を掌理する。
- 4.会計監査は独立して、随時本会の会計を監査し、総会に報告する。
- 5.書記は、会長の命により会務を処理する。
- 6.係員は、各係に所属し、その係の企画運営、活動にあたる。

第十条 役員の選出は、次の方法による。

- 1.会長、副会長、会計、会計監査、書記は選考委員会に於いて推薦し総会に於いてこれを承認する。

2.各係員の定数並びに選出は、次の方法による。

○保護者 複数名

○教職員 若干名

係員は、保護者の中より立候補及び運営委員会に於いて推薦し、会長がこれを委嘱する。

教職員は、教職員中より推薦し会長がこれを委嘱する。

第十一条 本会に、名誉会員若干名を置くことができる。

名誉会員は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。名誉会員は、会長の諮問に応じ会の運営についての意見を述べるることができる。

## 第五章 会務の執行

第十二条 会務の執行を、次の通りに定める。

1.総会は、年度始めに開催し、事業報告、予算、決算の審議、並びに承認、役員の変更をする。

2.理事会は、各種連絡及議案を協議し、会務を執行する。

3.委員会は、執行機関として、必要事項の協議をなし、これを実行にうつすこと。

但し、重要事項については、理事会の承認を得なければならない。

4.各集会の決議は出席した会員の多数決とする。

## 第六章 会計

第十三条 本会の経費は、会費及び事業収入及びその他収入によって経理する。

第十四条 本会の会費は、一世帯につき年額二千八百六十円を上限とし一括納入する。

年間活動計画より、必要な会費を会長が算出し、総会で承認を得なければならない。

途中入会した場合、入会した日の属する月から定期総会までの会費を一括納入する。また、途中退会した場合、その年度の会費は返金しない。

第十五条 本会の会計年度は、四月一日より始まり、翌年三月三十一日を以て終わる。

第十六条 本会の会計簿は会員より要求ある時は閲覧させなければならない。

## 第七章 個人情報の取扱

第十七条 本会の会員の個人情報は、別に定める個人情報保護規定に沿って、適正に運用するものとする。

## 第八章 補則

第十八条 本会則は昭和五十一年四月より実施する。

第十九条 本会則の改廃は、総会の決議によらなければならない。

中略

平成 18 年 5 月 18 日改正

平成 22 年 5 月 14 日改正

平成 28 年 5 月 13 日改正

令和 4 年 5 月 19 日改正

## 附則

### 第一章 運営機関

第一条 理事会は、第十条により選出されたる者を以てする。

第二条 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、各委員長、副委員長、学校長。副校長を以て組織し、会長は必要に応じて召集し、本会の運営の円滑をはかる。

第三条 特別役員会は、会長、副会長、会計、書記、学校長、副校長を以て組織し、会長の諮問にこたえる。

第四条 各種係活動は、次の通りとする。

1. イベント係は、各学年・学校との連絡をはかり、よりよい学級をつくるための協力をする。
2. ベルマーク集計係は、ベルマーク活動を通じて、会員相互の教養向上並びに児童の教育の向上・育成をはかる。
3. 校外見守り係は、校外における児童の安全と自主的集団生活を指導し、児童のよりよい生活の育成をはかる。
4. 広報係は、学校・PTA の理解を深めるための正しい広報調査活動を行う。
5. その他、必要に応じて理事会において承認後、係活動を追加する事ができる。

第五条 各委員会係活動は、互選により連絡役、会計役を置き、適切に活動する。

### 第二章 特別事業計画

第六条 会長は、特に必要と認めたる時は、理事会にはかり、事業を行う事ができる。

### 第三章 改廃

第七条 本附則は、理事会の審議を経て、改廃することができる、但し、改廃の結果は総会に報告しなければならない。

## PTA 記念品及び慶弔規程

第一条 次の際は、記念品を贈呈する。

- 1.役員及び委員会の正・副委員長が退任する場合。
- 2.教職員会員が転退任する場合。

第二条 次の慶事には、祝い金を贈る。

- 1.教職員が結婚・出産した場合。

第三条 次の弔事には、弔慰金をその遺族に贈る。

- 1.会員が死亡した場合。
- 2.教職員会員・教職員の同居家族が死亡した場合。
- 3.在校児童が死亡した場合。

第四条 次の際は、見舞金を贈る。

- 1.会員の児童が学校の管理下で負傷し、3週間以上続けて通院治療を受けた場合。
- 2.教職員会員が、病気等により3週間以上連続欠勤した場合。
- 3.会員・教職員会員の住宅が火事で焼失した場合。

第五条 本条項の規定以外に、記念品・慶弔・見舞金に関する必要を認めた場合には、役員会の審議により決定するものとする。